

令和4年度

教育委員会定例会  
(12月)

令和4年12月8日(木)

鹿屋市教育委員会

# 会議日程

日 時 令和4年12月8日(木) 午後3時

場 所 教育長室

1 開 会

2 前回議事録の承認

3 教育長及び委員の報告

4 議 事

議案第15号 令和4年度 社会教育功労者・優良社会教育関係団体表彰について (P 2)

5 報 告

(1) 鹿屋市部活動地域移行検討委員会開催要領について (P 4)

(2) 国立台北教育大学との協定に伴うグローバル教育推進事業の拡充について (P 5)

(3) 鹿屋市立看護専門学校A日程 受験者・合格者状況報告について (P 6)

(4) 鹿屋市市民交流センターの指定管理等の在り方見直しについて (P 7)

6 動議の討論等

7 その他

8 閉 会

議案第15号

令和4年度社会教育功労者・優良社会教育関係団体表彰について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和4年12月8日提出

鹿屋市教育委員会  
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

令和4年度社会教育功労者・優良社会教育関係団体の表彰を決定したいので、本案を提出するもの。

## 令和4年度社会教育功労者・優良社会教育関係団体 表彰者・表彰団体一覧

### 1 本表彰の趣旨

本市において、多年社会教育に尽力し、特に功労のあった個人及び団体を表彰し、その功労に報いるとともに社会教育の一層の振興を図るもの

### 2 今年度表彰者及び表彰団体

令和4年11月8日に開催された第2回社会教育委員の会議において審議・承認された表彰者及び表彰団体は下記のとおり

#### 【 個人 】 5名 (活動部門・50音順)

No.	活動部門	氏名 (住所)	年齢	推薦部署・団体	功労実績等
1	青少年育成	くぼた みちよ 久保田 美千代 (寿7丁目)	68	鹿屋市子ども会育成 連絡協議会	市子連事務局として、運営に携わり、青少年育成への貢献が認められたもの
2		にしだ なおき 西田 尚輝 (輝北町)	58	輝北中学校	輝北地域スクールゾーン委員会会長として、児童生徒の安全な登下校への功績が認められたもの
3	生涯スポーツ振興	あかせがわ じゅんじ 赤瀬川 淳二 (大始良町)	80	鹿屋市スポーツ協会	長年にわたる水泳競技の活性化への功績が認められたもの
4		まにわ ふみこ 馬庭 ふみ子 (輝北町)	64	鹿屋市スポーツ推進 委員協議会	地域スポーツの振興への功績が認められたもの
5	文化振興	いけぞえ しろう 池添 史朗 (寿4丁目)	90	鹿屋市文化協会	学習センターでの指導等、多数率先参加し、水墨画の発展への貢献が認められたもの

#### 【 団体 】 3団体 (活動部門)

No.	活動部門	団体名	推薦部署・団体	功労実績等
1	社会教育 活動部門	南町内会	大始良地区学習センター	地域と小学校が積極的に連携し、様々な地域課題への貢献が認められたもの
2	生涯スポーツ 振興部門	鹿屋市射撃連盟	鹿屋市スポーツ協会	競技力向上及びスポーツ振興への貢献が認められたもの
3	文化振興部門	歌謡詩吟松風会	鹿屋市文化協会	市文化祭等に積極的に参加し、高齢者との交流等、文化の向上への貢献が認められたもの

### 3 表彰式について

令和5年1月31日(火)開催の第3回社会教育員の会議にて表彰式を開催予定

## 報告(1) 鹿屋市部活動地域移行検討委員会開催要領について

### 鹿屋市部活動地域移行検討委員会開催要領

(趣旨)

第1条 学校と地域が協働・融合した形での持続可能なスポーツ等の活動のための環境整備を進め、生徒にとって望ましい持続可能な部活動と教職員の負担軽減の両立に向けた部活動の地域移行を検討するに当たり、有識者等の意見を反映させるため、鹿屋市部活動地域移行検討委員会（以下「検討委員会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 検討委員会は、部活動の段階的な地域移行に関することのほか教育委員会が必要と認めることについて協議検討し、教育委員会に意見等を述べるものとする。

(参加者)

第3条 教育委員会は、次に掲げる者のうちから、検討委員会への参加を求めるものとする。

- (1) 学校を代表する者
- (2) 学識経験者
- (3) 関係する市長部局の職員又は教育委員会事務局の職員
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(運営)

第4条 検討委員会の参加者は、その互選により検討委員会を進行する座長を定めるものとする。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(開催期間)

第5条 検討委員会の開催期間は、4月間を目途とする。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、鹿屋市教育委員会学校教育課において処理する。

(守秘義務)

第7条 検討委員会の参加者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、検討委員会の運営について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年12月8日から施行する。

報告(2) 国立台北教育大学との協定に伴うグローバル教育推進事業の拡充について

( 別 紙 )

報告(3) 鹿屋市立看護専門学校A日程 受験者・合格者状況報告について

( 別 紙 )

報告(4) 鹿屋市市民交流センターの指定管理等の在り方見直しについて

( 別 紙 )